

第五回 參議院 內閣委員會 會議 録 第一号

昭和二十四年三月二十六日（土曜日）

委員氏名

- 委員長 河井彌八君
- 理事 河井彌八君 理事 中川 幸平君
- 理事 藤森 眞治君 理事 松本治一郎君
- 荒井 八郎君 城 義臣君
- 稻垣平太郎君 栗栖 起夫君
- 市來 乙彦君 岩本 月洲君
- 下條 康麿君 町村 敬貴君
- 堀 眞琴君 三好 始君

委員の異動

二月二十五日（金曜日）委員松本治一郎君議員の資格が消滅した。

本日の會議に付した事件

- 國家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣送付）
- 郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付）
- 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付）

午後一時二十九分閉會

○ 理事（中川幸平君）委員長が病氣で欠席しておりますから、暫く私委員長の席を汚します。

只今から内閣委員會を開会いたしました。予備審査のために付託されました國家行政組織法の一部を改正する法律案、それに郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案の三案を一括上程いたします。

先ず國家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明をお願いいたします。

第一部 參議院內閣委員會會議録第一号 昭和二十四年三月二十六日 參議院

○ 國務大臣（本多市郎君） 私は先般行政官廳の担当を命ぜられまして、殊に皆様今日御承知の、行政整理の仕事をやつて行くことになつたのでございますが、内閣委員の方々には、本日初めてお目にかかるのでございまして、どうか誠に不敏でございますが、今後何とぞ御鞭撻と御援助の程を切にお願い申し上げます。一言法案の御説明に先立ちまして御挨拶を申し上げます。

只今提案になりました國家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

現在國家行政組織法は、本年四月一日から施行することに定められており、従つて國家行政組織法に基く各官廳の設置法を、本年四月一日までに制定施行する必要があるものであります。然るに御承知のとく、政府は目下徹底的な行政機構の刷新簡素化と、各省各廳職員の人員整理を断行すべく準備を進めておるのであります。今國會中できる限り早い機会において、この行政機構の簡素化及び人員整理を盛り込みました各省等の設置法案、及び定員に関する法律案を提案し、國會の御審議に付する方針であります。然るに行政機構の刷新、簡素化及び人員の整理の問題は、今日の我が國にとりまして極めて重大な問題であり、政府は目下慎重に研究を進め、最善の成案を得てこれを断行する決意であります。この準備に万全を期し、且つ國會の慎重なる御審議を願う意味におきましても、これら各省等の設置法及び定員法の施行予定期日を本年六月一日まで延期することとし、そのために國家行政組織法の施行期日を本年六月一日まで延期することを適當と考えた次第であります。

以上の見地に基きまして、本法案は、國家行政組織法中その施行期日に関する三ヶ條に、それら、昭和二十四年四月一日とあるのを同年六月一日に改めることを内容とするものであります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願い申し上げます。

○ 理事（中川幸平君） 次に郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び電氣通信省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明をお願いいたします。

○ 國務大臣（小沢佐重喜君） 先般第三次吉田内閣が成立するに當りまして、通信大臣を私拜命いたしましたのであります。第二次吉田内閣當時運輸大臣としていたるべくお世話になつたことを御礼申し上げますと同時に、今後又よろしくお願い申し上げます。

只今議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案及び電氣通信省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を極く簡単に御説明申し上げます。と存するのであります。

過般の第三國會で成立を見ました只今申上げました郵政省設置法及び電氣通信省設置法は、いずれもその附則におきまして、施行期日を昭和二十四年四月一日と定められておつたのであります。この四月一日には自動的のうちに兩法の実施を見ることになつておつたのであります。併しすでに御承知のように、今回の政府といたしましては、行政整理に伴い、只今本多國務大臣の提案理由に基きまして、國家行政組織法及び各省設置法の施行は一応六月一日まで延期する方針となつておるのであります。取敢ず兩省設置法の施行期日を、四月一日とありましたものを六月一日に延期して置く措置をする必要がありまして、この兩法案を提案いたしましたのであります。以上は極く簡単にございまして、兩省設置法の一部を改正する法律案の御説明に代えたいと存する次第であります。何とぞ御審議の上、速かに御可決あらんことを希望する次第であります。

○ 理事（中川幸平君） 速記を始めて下さい。

○ 三好始君 只今議題になつております三つの法案はいずれも施行期日を四月一日から六月一日に延期することを内容としたものであります。いづれもその事由は十分了解できるのであります。これに關連しまして、郵政省設置法の一部を改正する法律案、並びに電氣通信省設置法の一部を改正する法律案につきまして、一言關連した問題を御質問したいと思ひますが、この設置法ができました際に、いづれも非常に機構が龐大でありまして、次の機会に十分検討するといふことになつておつたのであります。

○ 國務大臣（小沢佐重喜君） お話のうちに、前國會におきましては、この兩省の機構が非常に龐大であるので、何とかこれを再検討することが適當ではないかという御意見があつたことは十分に承知しております。従いまして、政府といたしましては、何とぞこれに再検討を加えたいと考えておつたのであります。丁度只今本多國務大臣からも説明がありましたように、政府は一般的に行政の簡素化、或いは行政整理を断行しようという決意をいたしました。今着々その準備中であるのであります。従いまして、この兩省の設置法に關しましては、現在勿論この施行前ではありますけれども、行政の簡素化、或いは行政の整理に關しましては、丁度現実的にこの省が現在実施しておると同じような見地に立ちましまして、一般行政整理の簡素化を図る方針で現在着々その準備を進めておるのであります。従いまして、その主管大臣であります本多國務大臣と私との間におきまして、只今申上げた方向に向つて着々準備が進んでおるのであります。

○ 國務大臣（小沢佐重喜君） お話のうちに、前國會におきましては、この兩省の機構が非常に龐大であるので、何とかこれを再検討することが適當ではないかという御意見があつたことは十分に承知しております。従いまして、政府といたしましては、何とぞこれに再検討を加えたいと考えておつたのであります。丁度只今本多國務大臣からも説明がありましたように、政府は一般的に行政の簡素化、或いは行政整理を断行しようという決意をいたしました。今着々その準備中であるのであります。従いまして、この兩省の設置法に關しましては、現在勿論この施行前ではありますけれども、行政の簡素化、或いは行政の整理に關しましては、丁度現実的にこの省が現在実施しておると同じような見地に立ちましまして、一般行政整理の簡素化を図る方針で現在着々その準備を進めておるのであります。従いまして、その主管大臣であります本多國務大臣と私との間におきまして、只今申上げた方向に向つて着々準備が進んでおるのであります。

○ 理事（中川幸平君） 速記を始めて下さい。

○ 三好始君 只今議題になつております三つの法案はいずれも施行期日を四月一日から六月一日に延期することを内容としたものであります。いづれもその事由は十分了解できるのであります。これに關連しまして、郵政省設置法の一部を改正する法律案、並びに電氣通信省設置法の一部を改正する法律案につきまして、一言關連した問題を御質問したいと思ひますが、この設置法ができました際に、いづれも非常に機構が龐大でありまして、次の機会に十分検討するといふことになつておつたのであります。

○ 國務大臣（小沢佐重喜君） お話のうちに、前國會におきましては、この兩省の機構が非常に龐大であるので、何とかこれを再検討することが適當ではないかという御意見があつたことは十分に承知しております。従いまして、政府といたしましては、何とぞこれに再検討を加えたいと考えておつたのであります。丁度只今本多國務大臣からも説明がありましたように、政府は一般的に行政の簡素化、或いは行政整理を断行しようという決意をいたしました。今着々その準備中であるのであります。従いまして、この兩省の設置法に關しましては、現在勿論この施行前ではありますけれども、行政の簡素化、或いは行政の整理に關しましては、丁度現実的にこの省が現在実施しておると同じような見地に立ちましまして、一般行政整理の簡素化を図る方針で現在着々その準備を進めておるのであります。従いまして、その主管大臣であります本多國務大臣と私との間におきまして、只今申上げた方向に向つて着々準備が進んでおるのであります。

○ 國務大臣（小沢佐重喜君） お話のうちに、前國會におきましては、この兩省の機構が非常に龐大であるので、何とかこれを再検討することが適當ではないかという御意見があつたことは十分に承知しております。従いまして、政府といたしましては、何とぞこれに再検討を加えたいと考えておつたのであります。丁度只今本多國務大臣からも説明がありましたように、政府は一般的に行政の簡素化、或いは行政整理を断行しようという決意をいたしました。今着々その準備中であるのであります。従いまして、この兩省の設置法に關しましては、現在勿論この施行前ではありますけれども、行政の簡素化、或いは行政の整理に關しましては、丁度現実的にこの省が現在実施しておると同じような見地に立ちましまして、一般行政整理の簡素化を図る方針で現在着々その準備を進めておるのであります。従いまして、その主管大臣であります本多國務大臣と私との間におきまして、只今申上げた方向に向つて着々準備が進んでおるのであります。

○ 理事（中川幸平君） 速記を始めて下さい。

○ 三好始君 只今議題になつております三つの法案はいずれも施行期日を四月一日から六月一日に延期することを内容としたものであります。いづれもその事由は十分了解できるのであります。これに關連しまして、郵政省設置法の一部を改正する法律案、並びに電氣通信省設置法の一部を改正する法律案につきまして、一言關連した問題を御質問したいと思ひますが、この設置法ができました際に、いづれも非常に機構が龐大でありまして、次の機会に十分検討するといふことになつておつたのであります。

○ 國務大臣（小沢佐重喜君） お話のうちに、前國會におきましては、この兩省の機構が非常に龐大であるので、何とかこれを再検討することが適當ではないかという御意見があつたことは十分に承知しております。従いまして、政府といたしましては、何とぞこれに再検討を加えたいと考えておつたのであります。丁度只今本多國務大臣からも説明がありましたように、政府は一般的に行政の簡素化、或いは行政整理を断行しようという決意をいたしました。今着々その準備中であるのであります。従いまして、この兩省の設置法に關しましては、現在勿論この施行前ではありますけれども、行政の簡素化、或いは行政の整理に關しましては、丁度現実的にこの省が現在実施しておると同じような見地に立ちましまして、一般行政整理の簡素化を図る方針で現在着々その準備を進めておるのであります。従いまして、その主管大臣であります本多國務大臣と私との間におきまして、只今申上げた方向に向つて着々準備が進んでおるのであります。

ますが、まだ最後の段階には至つておりません。恐らくここ四、五日中に最後の段階に入るのではないかと思ひますが、昨日も本多國務大臣と懇談いたしました。極力御趣旨に副うような簡素化に向つておるような次第であります。従いまして、この郵政省設置法並びに電氣通信省設置法の一部を改正する法律案というものは、この議案と更にこの國會中にもう一つ同じ名前の法律案が、内容は異つておりますけれども、出るといふことだけははつきりたしておるのであります。尙内容も大体本多國務大臣と私の間の腹案はあるのでございまして、今直ちにこの閣議の了解を得ないものをここに御発表申し上げるといふことはどうかとも存じますので、この程度で御辛抱願えますすならば、いづれ二、三日中にこれがはつきりする時期が來ると存ずるのであります。

○理事(中川幸平君) 他に御質問もないようでありまして、本日はこれで散会いたします。

午後一時四十二分散会
出席者は左の通り。

- 理事 カニエ邦彦君
中川 幸平君
藤森 眞治君
荒井 八郎君
城 義臣君
稻垣平太郎君
町村 敬貴君
堀 眞琴君
三好 始君
- 國務大臣 本多 市郎君
通信大臣 小沢 重喜君

三月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、中央出先機関廃止に関する陳情(第二十四号)

第二十四号 昭和二十四年二月二十三日受理
中央出先機関廃止に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 石原永明
中央各省の出先機関が今なお旧態依然として存置されているのは、中央集権主義の温存で地方自治の運営を阻害するから、すみやかに廃止せられたいとの陳情。

三月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、行政機構の整理刷新に関する陳情(第三十七号)

一、労働基準監督機関及び職員を行政整理の対象より除外するの陳情(第四十五号)

一、中央出先機関廃止に関する陳情(第五十号)

一、通商産業省設置に際し軽金属部門独立の陳情(第六十四号)

第三十七号 昭和二十四年二月二十八日受理
行政機構の整理刷新に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町三五全園町村会内 吉沢仁太郎
行政機構の整理刷新が強く要望され、近く実施の機運にあるが、その運営に当つては、経済安定九原則の要請に即応して、中央諸官廳特に経済安定本部及び一般行政機構を簡素化して、監督及び補助行政機構を徹底的に整理するとともに、あらたに國土、貿易、食糧及び社会保障制度に関する行政機構を総合整備し、他面地方自治振興のため

に中央出先機関の廃止及び地方自治委員会の設置等を図られたいとの陳情。

第四十五号 昭和二十四年二月二十八日受理
労働基準監督機関及び職員を行政整理の対象より除外するの陳情

陳情者 三重縣津市櫻橋三 三重労働基準局内 野呂 正達
行政機構の整備に伴い、現在の労働基準監督機関を地方自治体へ移管する等

のことがあれば、過去における実状よりして、地方的勢力にせいちゆうせられ労働基準法の完全な実施に大なる支障をきたすばかりでなくわが國の労働態様は戦前の低劣な状態に逆もどりする虞があり、又定員不足のため法施行の現状が到底満足できない有様であるから、近く行われる行政機構の整備、行政整理に際しては、労働基準監督機関及びその職員を整理の対象から除外して労働基準法の完全な実施を期せられたいとの陳情。

第五十号 昭和二十四年二月二十八日受理
中央出先機関廃止に関する陳情

陳情者 大阪府知事 赤間 文三
中央各省の出先機関が今なお旧態依然として存置されているのは、中央集権主義の温存で、地方自治の円滑な運営を阻害するから、すみやかに廃止せられたいとの陳情。

第六十四号 昭和二十四年三月三日受理
通商産業省設置に際し軽金属部門独立の陳情

陳情者 東京都中央区築地木挽町六ノ七軽金属協会内安田幾久男
現在軽金属部門を担当する行政機構

は、軽金属の製錬加工及び調査統計部門は商工省各局課に、貿易部門は貿易廳の各局課にそれぞれ分属されておるが、機構が複雑多岐にわたるため相互の連絡に不備を生じ、円滑な運営を阻害しているから、総合的に強力な施策を促進するため、近く行なわれる行政機構の改革に伴う通商産業省の発足に際しては、軽金属部門の統合独立を図られたいとの陳情。

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、中央出先機関廃止に関する陳情(第七十九号)

一、林野行政と砂防行政の一元化に関する陳情(第九十七号)

第七十九号 昭和二十四年三月七日受理
中央出先機関廃止に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 石原永明
中央各省の出先機関の存置は中央集権主義の余弊であつて、地方自治の円滑な運営と適当な処理を阻害するから、すみやかに廃止されて、その権限を全面的に地方機関に移譲若しくは委任せられたいとの陳情。

第九十七号 昭和二十四年三月十一日受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する陳情

陳情者 東京都千代田区永田町二ノ一社団法人日本治山治水協会
長和田博雄外八名
建設省において所管中の溪流砂防工事

は、山地砂防と不可分のものであり、造林基地の確保に外ならないから、これを農林省に統一して行うべきである

のに、一般林野行政を分離することは農林行政に破たんをまねく恐れがあるから、農林省所管に統一せられたい。なお治山施設は農業経営を保障し、発電事業の増強をきたすのみならず、鋳工業等他産業の振興上重要な施設であるから、林野関係公共事業費國庫予算の増額を計られたいとの陳情。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律

電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、伊勢神宮を天皇直隸及び天皇儀式の対象に復活の陳情（第百三十三号）

第百三十三号 昭和二十四年三月十二日受理

伊勢神宮を天皇直隸及び天皇儀式の対象に復活の陳情

陳情者 東京都中央区日本橋室町四ノ五高木博方 住田辰太郎

伊勢の二所神宮は明治天皇まで歴代天皇御一人のみの儀式の対象であつて、創始以來國民と直接の關係はなく、宗教とは何の交渉もないのであり、宗教団体及び宗教類似事業、は二所神宮を對象としていないのであるから、一般の宗教事業とみとめることは適當でない。また天皇儀式の点に關しては二所神宮を對象として原始以來終始一貫して毎朝天皇御一人拜禮の儀式を行われていたのであり、國民は天皇の大御心に倣つて同神宮を國家の大本として、道義の規範としていたのであるが、今や天皇の儀式の中絶によつて、國民はそのよりどころを失つてゐる現状であるから、伊勢二所神宮を天皇直隸及び天皇儀式の對象に復活せられたいとの陳情。

昭和二十四年四月七日印刷

昭和二十四年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局